

条件付一般競争入札の実施について

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月19日

米子市長 伊木 隆 司

1 発注業務の概要

業務名	一般廃棄物収集運搬業務
業務内容	市が定める委託収集計画に従い、指定された収集区域内の土地又は建物の占有者によって集積場所に持ち出された可燃ごみ及び古紙類を、指定された日時に収集し、並びに指定された場所に運搬し、及び搬入する。
委託期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

2 入札参加資格者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに規定する委託基準に適合すると認められる共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

共同企業体としての条件	設立根拠	入札参加申込み日までに、共同企業体協定書を構成員間で締結することによって設立されたものであること。
	必要とする構成員数	3者以上であること。
	構成要件	平成30年11月19日（以下「公告日」という。）現在において、構成員全員が、米子市における一般廃棄物収集運搬許可業者（塵芥収集運搬に限る。）又は一般廃棄物収集運搬業務受託業者であること。
	構成員の一般廃棄物収集運搬業務の実績	平成29年度において米子市クリーンセンターに搬入した一般廃棄物の量が、共同企業体の構成員の合算値で300トン以上であること。
構成員としての条件	主たる事業所の所在地	公告日時点において、米子市内にあること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	経営状況	公告日時点において、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	納付金の滞納状況	入札参加申込み日時点において、市税その他本市への納

	付金並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 ただし、入札日前日までに完納すれば可とする。
その他	入札参加申込み日時点において、次に掲げる条件の全てを満たした者であること。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当していないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 入札説明書の交付

この公告に記載のない入札及び契約に関する事項については、入札説明書によるものとし、その交付の場所及び期間は、次のとおりとする。

交付場所	(1) 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 (2) 米子市ホームページ
交付期間	公告日から平成30年12月28日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

4 契約条項を示す場所及び日時

場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課
日時	公告日から平成30年12月28日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

5 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成30年12月10日(月)午後4時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5364
提出書類	入札説明書に記載のもの

6 入札日等

入札日	平成30年12月28日(金)午後2時
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階202会議室
入札保証金	免除

入札書の提出	<p>持参のこと。</p> <p>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出は、認めない。</p>
入札書等の書式	<p>入札書、委任状及び辞退届の書式は、本件入札について、米子市ホームページに掲載した様式を使用すること。</p> <p>※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出すること。</p>
最低制限価格	<p>予定価格（非公表）の10分の9に相当する額の最低制限価格を設定する。</p>
その他	<p>(1) 最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>なお、入札に際し、最低制限価格を下回った場合でも、当該入札書は落札に至らなかったものとして取り扱い、入札参加資格を喪失するものではない。よって、仮に第1回目の入札で全員が落札に至らなかった場合、第2回目の入札には参加できる。</p> <p>(2) 入札者が1入札者であっても、入札を執行するものとする。</p> <p>(3) 落札者がなかった場合は、引き続き、再度入札を行う。入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。</p> <p>(4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(5) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話0859-23-5364・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) この公告に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）並びに入札説明書に定めるところによる。
- (5) その他本件入札に関することは、米子市ホームページに掲載されている入札説明書を各自で直接ダウンロードし、確認すること。